**記載要領**

**１　用途**

この申請書は、大阪府税条例（昭和25年大阪府条例第75号。以下「条例」といいます。）第37条第１項各号のいずれかに該当する法人（以下「減免対象法人」といいます。）が府民税の減免について申請する場合に使用します。

なお、平成30年４月の減免の手続から、減免の適用を受けた翌年度以降は、減免の事由に異動がない場合、均等割申告書及び減免申請書の提出を不要とし、提出があったものとみなして減免の適用を行います。

**２　申請書の提出等**

減免対象法人が下表の区分に応じた均等割申告書又は確定申告書と併せて、その申告書に係る納期限までに提出してください。提出期限を経過した場合は減免することができませんので注意してください。

なお、下表「２　収益事業を行う場合」の減免は、次の（１）から（３）までに掲げる特定事項のいずれかに該当し、その行う事業について、国又は地方公共団体が支出する補助金、交付金、負担金、助成金等（以下「補助金等」といいます。）の交付を受けている法人のみが対象となります。

（１）国又は地方公共団体が、その出資金その他これに準ずるもののうち４分の１以上を出資している。

（２）その行う事業が、主として国又は地方公共団体が支出する補助金等によって運営されている。

（３）国又は地方公共団体の委託等を受けて、国又は地方公共団体の行うべき事務の一部を行っている。

【減免対象法人の課税／減免区分の表】

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 減免対象法人  （条例第37条第１項各号） | | １ 収益事業を行わない場合 | | ２ 収益事業を行う場合 | |
| ア　課税対象  （申告書） | イ　減免対象  　 (申請書) | ア　課税対象  （申告書） | イ　減免対象  　(申請書) |
|
| 第１号 | 公益社団法人又は公益財団法人 | 均等割額  (均等割申告書) | 均等割額の全額  (減免申請書) | 均等割額及び法人税割額  (確定申告書) | 均等割額の全額及び法人税割額の一定の額  （減免申請書） |
| 第２号 | 地方自治法第260条の２第７項に規定する認可地縁団体 |
| 第３号 | 特定非営利活動促進法第２条第２項に規定する特定非営利活動法人 |
| 第４号 | 建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第47条第２項に規定する管理組合法人又は同法第66条の規定により読み替えられた同項に規定する団地管理組合法人 |
| 第５号 | マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成14年法律第78号）第５条第１項に規定するマンション建替組合、同法第116条に規定するマンション敷地売却組合又は同法第164条に規定する敷地分割組合 |
| 第６号 | 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成９年法律第49号）第133条第１項に規定する防災街区整備事業組合 |
| 第７号 | 法人税法第２条第９号の２イに該当する非営利型法人又は労働者協同組合法第94条の３第２号に規定する特定労働者協同組合のうち規則で定めるもの（※） | 均等割額  (均等割申告書) | 均等割額の全額  (減免申請書) | 均等割額及び法人税割額  (確定申告書) | 対象外 |
| 第８号 | 社会事業又は公益事業を行う人格のない社団等 | 非課税 | 対象外 | 均等割額及び法人税割額  (確定申告書) | 均等割額の全額及び法人税割額の一定の額  (減免申請書) |

（注意) **「減免申請書」は、次のア又はイの申告書に係る納期限までに提出してください。**

ア「均等割申告書」に係る納期限…毎年４月30日（ただし、当該日が、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」といいます。）、又は土曜日であるときはその翌営業日となります。）

イ「確定申告書」に係る納期限…事業年度終了の日の翌日から起算して２月を経過する日（ただし、当該日が、日曜日、休日、12月29日から翌年の１月３日までの日又は土曜日であるときはその翌営業日となります。）

※　第７号の「法人税法第２条第９号の２イに該当する非営利型法人」とは、次ページの「８－２ 法人税法第２条第９号の２イに該当する非営利型法人について」を参照してください。

また「規則に定めるもの」とは、大阪府税規則（昭和36年大阪府規則第26号）第19条の２に規定する「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号。以下「公益法人認定法」といいます。）第２条第４号に規定する公益目的事業を主として行う法人で、地方税法施行令第７条の４に規定する収益事業を行わないもの」をいいます。「公益目的事業」は、次ページの「８－３ 公益目的事業について」を参照してください。

**３「法人番号」欄**

法人番号（13桁）を記載してください。

**４「均等割額の算定期間又は法人税額の課税標準の算定期間」欄**

均等割額の減免を申請する場合は均等割額の算定期間（４月１日から翌年３月31日までの期間）を、均等割額及び法人税割額の減免を申請する場合は法人税額の課税標準の算定期間となる事業年度を記載してください。

**５「減免申請税額」欄**

（１）減免対象法人のうち収益事業を行わないものが均等割額（均等割額の算定期間の中途で収益事業を開始又は廃止した減免対象法人の当該事業の開始前又は廃止後の期間分の均等割額を含む。）の減免を申請する場合は、「均等割申告書」に記載した均等割額を記載してください。

（２）減免対象法人のうち収益事業を行う特定のものが均等割額及び法人税割額の減免を申請する場合は、次のア又はイに掲げる額を記載してください。

ア 国又は地方公共団体からその固定資産の取得又は改良を目的とした補助金等の交付を受けているもの　均等割額

イ ア以外の目的で国又は地方公共団体から補助金等の交付を受けているもの　次の算式によって算定した減免対象法人税割額と均等割額との合計額

　・算式

収益事業に係る収入金額

補助金等の額

法人税割額　×　　　　　　　　　　　　　　＝ 減免対象法人税割額（１円未満の端数切捨て）

**６「納期限」欄**

２の表【減免対象法人の課税／減免区分の表】（注意）ア又はイの納期限を記載してください。

**７「減免を受けようとする事由等」欄**

減免対象法人として該当する番号を○で囲んでください。なお、４及び５にあっては該当する(1)又は(2)の番号を○で囲んでください。

◆ 以下の８から８－６までの項目は、一般社団法人若しくは一般財団法人又は特定労働者協同組合が減免を受けようとする場合にお読みください。（特定労働者協同組合の場合は、８－２を除きます。）

**８「確認項目」欄**

一般社団法人若しくは一般財団法人又は特定労働者協同組合が減免を受けようとする場合に記載してください。それぞれの確認項目に該当する場合は、チェック欄にチェック（☑）を行い、「行っている公益目的事業の具体的内容」等を記載してください。全ての確認項目に該当しない場合（特定労働者協同組合の場合は、（ロ）を除きます。）又は減免申請書の提出後に該当しない項目が判明した場合は、減免の適用を受けることができません。

なお、減免の適用を受けた翌年度以降は、減免の事由に異動がない場合、均等割申告書及び減免申請書の提出を不要とし、提出があったものとみなして減免の適用を行うことになりますが、概ね３年に一度、担当の府税事務所から事業報告書等の提出を求め、減免の事由に異動がないかの確認をさせていただきます。確認の結果、減免の要件に該当しない場合又は事業報告書等の提出がない場合は減免を取り消すこととなります。

**８－２　法人税法第２条第９号の２イに該当する非営利型法人について**

次の要件（法人税法第２条第９号の２「イ」）の全てに該当する非営利型法人に限り減免対象法人に該当します。

|  |  |
| --- | --- |
| 類　　型 | 要　　　　　件 |
| イ　一般社団法人・一般財団法人のうち、その行う事業により利益を得ること又はその得た利益を分配することを目的としない法人であってその事業を運営するための組織が適正であるものとして右欄に掲げる要件の全てに該当するもの | １ 定款に剰余金の分配を行わない旨を定めていること。 |
| ２ 定款に解散したときはその残余財産が国若しくは地方公共団体又は次に掲げる法人に帰属する旨の定めがあること。  ⅰ 公益社団法人又は公益財団法人  ⅱ 公益法人認定法第５条第17号イからトまでに掲げる法人 |
| ３ 上記１及び２の定款の定めに違反する行為（上記１、２及び下記４の要件の全てに該当していた期間において、剰余金の分配又は残余財産の分配若しくは引渡し以外の方法により特定の個人又は団体に特別の利益を与えることを含みます。）を行うことを決定し、又は行ったことがないこと。 |
| ４ 各理事について、理事とその理事の配偶者又は三親等以内の親族その他その理事と財務省令で定める特殊な関係のある者である理事の合計数が、理事の総数の３分の1以下であること。 |

＊法人税法第２条第９号の２の「ロ」に該当する「会員の相互の支援、交流、連絡その他のその会員に共通する利益を図る活動を行うことをその主たる目的としている」非営利型法人については、減免の対象とはなりません。

**８－３　公益目的事業について**

公益目的事業とは、公益法人認定法第２条第４号に規定する次の事業であって、不特定かつ多数の者を対象として行っていることが必要となります。

|  |  |
| --- | --- |
| １　学術及び科学技術の振興を目的とする事業  ２　文化及び芸術の振興を目的とする事業  ３　障害者若しくは生活困窮者又は事故、災害若しくは犯罪による被害者の支援を目的とする事業  ４　高齢者の福祉の増進を目的とする事業  ５　勤労意欲のある者に対する就労の支援を目的とする事業  ６　公衆衛生の向上を目的とする事業  ７　児童又は青少年の健全な育成を目的とする事業  ８　勤労者の福祉の向上を目的とする事業  ９　教育、スポーツ等を通じて国民の心身の健全な発達に寄与し、又は豊かな人間性を涵養することを目的とする事業  10　犯罪の防止又は治安の維持を目的とする事業  11　事故又は災害の防止を目的とする事業  12　人種、性別その他の事由による不当な差別又は偏見の防止及び根絶を目的とする事業  13　思想及び良心の自由、信教の自由又は表現の自由の尊重又は擁護を目的とする事業 | 14　男女共同参画社会の形成その他のより良い社会の形成の推進を目的とする事業  15　国際相互理解の促進及び開発途上にある海外の地域に対する経済協力を目的とする事業  16　地球環境の保全又は自然環境の保護及び整備を目的とする事業  17　国土の利用、整備又は保全を目的とする事業  18　国政の健全な運営の確保に資することを目的とする事業  19　地域社会の健全な発展を目的とする事業  20　公正かつ自由な経済活動の機会の確保及び促進並びにその活性化による国民生活の安定向上を目的とする事業  21　国民生活に不可欠な物資、エネルギー等の安定供給の確保を目的とする事業  22　一般消費者の利益の擁護又は増進を目的とする事業  23　前各号に掲げるもののほか、公益に関する事業として政令で定めるもの（現在政令で定められているものはありません。） |

**８－４　主として公益目的事業を行っているかどうかの判断について**

主として公益目的事業を行っているかどうかについては、 次の(1)又は(2)のいずれかにより判断してください。（具体例は次のページを参照してください。）

(1) 経費割合

経費の50％以上が公益目的事業に支出されていること

(2) 従事割合

公益目的事業への従事割合が50％以上であること

なお、上記の判定は、次の事業年度の状況により行ってください。

・公益目的事業が継続的に行われている場合

均等割額の算定期間のうち、すでに決算等が確定している直近の事業年度

（例） ・３月決算の場合は、均等割額の算定期間の前事業年度

・12月決算の場合は、均等割額の算定期間のうち、すでに決算等が確定している直近の事業年度

・設立１期目等の法人で決算等が確定している事業年度がない場合又は事業内容に変動がある場合

均等割額の算定期間のうち、決算等の確定していない事業年度

**８－５　収益事業について**

収益事業とは次の34の事業（その性質上その事業に付随して行われる行為を含みます。）で、継続して事業場を設けて行われるものをいいます（地方税法施行令第７条の４、法人税法第２条第13号、法人税法施行令第５条第１項）。

なお、一定の場合には、収益事業から除かれるものがありますので、詳しくは最寄りの税務署でご確認ください。

|  |
| --- |
| 物品販売業、不動産販売業、金銭貸付業、物品貸付業、不動産貸付業、製造業、通信業、運送業、倉庫業、請負業、印刷業、出版業、  写真業、席貸業、旅館業、料理店業その他の飲食店業、周旋業、代理業、仲立業、問屋業、鉱業、土石採取業、浴場業、理容業、美容業、  興行業、遊技所業、遊覧所業、医療保健業、技芸教授業、駐車場業、信用保証業、無体財産権の提供等を行う事業、労働者派遣業 |

また、自動販売機の設置、太陽光発電事業、放課後等デイサービスの送迎事業等を営んでいる場合には、収益事業に該当する可能性がありますので、事前に税務署でご確認のうえ、減免申請書を提出してください。

**８－６　添付書類について**

減免申請書を提出する場合は以下の①～④の書類を添付してください。

① 均等割額の算定期間のうち、すでに決算等が確定している直近の事業年度の収支計算書（決算書）及び事業報告書

※ 設立１期目等の法人で決算等が確定している事業年度がない場合又は事業内容に変動がある場合は、均等割額の算定期間のうち決算等の確定していない事業年度の収支予算書（予算書）及び事業計画書（この場合、当該事業年度の収支計算書（決算書）及び事業報告書が作成され次第、当該書類を追加で提出してください。）

② 定款

③ 主として公益目的事業を行っていることを証する書類（上記の添付書類で証明できない場合は、下記の具体例を参考にしてください。）

④ 特定労働者協同組合の場合は、特定労働者協同組合認定書

◆主として公益目的事業を行っているかどうかの具体例

次の(1)又は(2)のいずれかの割合により判断してください。

(1) 経費割合

経費(※)の総額に占める公益目的事業に係る経費の割合等を以下の記載例を参考に作成の上、収支計算書（決算書）に添付してください。収支計算書（決算書）の余白に記載例の内容を補記していただくことも可能です。

なお、経費の割合を計算した結果、小数点以下の端数がある場合は、その端数を切り上げてください。

※経費とは、収支計算書又は損益計算書に計上されている経常費用、経常外費用等すべての費用をいいます。

（ただし、法人府民税は除きます。）

記載例） 公益目的事業の経費　　　　　　6,660,000円

　　　　　　 公益目的事業以外の経費 3,340,000円

　　　　　　 経費の総額 10,000,000円

　　 　 公益目的事業の経費の割合　 　　　　 67％

(2) 従事割合

以下の「従事割合の例」を参考に、公益目的事業への年間従事時間等を算出した上、年間従事時間の合計に占める公益目的事業への年間従事時間の割合等を以下の記載例を参考に作成し、事業報告書に添付してください。事業報告書に補記していただくことも可能です。

なお、従事割合を計算した結果、小数点以下の端数がある場合は、その端数を切り上げてください。

記載例） 公益目的事業への年間従事時間　 　　890時間

公益目的事業以外の事業への年間従事時間　　　600時間

年間従事時間の合計　　　　　　　　　　　　　　　　 1,490時間

公益目的事業への従事割合　　　　　　　　　　　　　　 60％

「従事割合の例」

（年間従事時間）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 事業内容 | 従事者Ａ | 従事者Ｂ | 従事者Ｃ | 合計 |
| 公益目的事業  　○○研究開発  　○○セミナー | 600  10 |  | 270  10 | 870  20 |
| 小計 | 610 | 0 | 280 | 890 |
| 公益目的事業以外の事業  　○○講座  　○○キャンペーン |  | 300  100 | 150  50 | 450  150 |
| 小計 | 0 | 400 | 200 | 600 |
| 合計 | 610 | 400 | 480 | 1490 |

・日報等に従事時間を記録している場合は、それに基づいて算出してください。

・日報等に従事時間を記録していない場合は、公益目的事業と公益目的事業以外の事業のそれぞれに、各従事者がどの程度の時間、従事したかを推計して従事割合を求めてください。

◎留意事項

「一般社団法人又は一般財団法人」から「公益社団法人又は公益財団法人」となった場合や「公益社団法人又は公益財団法人」から「一般社団法人又は一般財団法人」となった場合は、下記に留意してください。

・ 「公益社団法人又は公益財団法人」の期間は減免対象となります。

・ 「一般社団法人又は一般財団法人」の期間は「８確認項目」の(イ)から(ホ)の全てに該当する場合に限り、減免対象となります。

・ 備考欄に、減免対象期間となる法人格と、それに対応する期間を記載してください。